

《国民健康保険》

こんなとき	どうする	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	国保に加入する	他の市区町村の転出証明書・印鑑
他の健康保険をやめたとき		職場の健康保険をやめた日のわかる証明書・印鑑
他の健康保険の扶養からはずれたとき		被扶養者をはずれた日のわかる証明書・印鑑
他の市区町村に転出するとき	国保を脱退する	保険証・印鑑
他の健康保険などに加入したとき		国保と職場の健康保険の両方の保険証・印鑑
他の健康保険の被扶養者になったとき		
退職者医療制度の対象となったとき	⑩の保険証を発行する	保険証・年金証書・印鑑
同じ市区町村内で住所が変わったとき	保険証を発行する	保険証・印鑑
出稼ぎや長期出張などで個別の保険証が必要なとき	遠の保険証を発行する	
修学のため、子どもが別の市区町村に転出したとき	⑪の保険証を発行する	保険証・在学証明書・印鑑 ※他の市区町村に住民票を移している場合のみ該当します。
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証を再発行する	保険証(あれば)・身分を証明するもの(免許証・パスポートなど)・印鑑

《国民年金》

こんなとき	どうする	どこへ
60歳前に会社などを退職したとき	第1号被保険者の手続きをする	市役所各庁舎市民課窓口係(職場の健康保険をやめた日のわかる証明書・年金手帳・印鑑)
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者の手続きをする	市役所各庁舎市民課窓口係(被扶養者をはずれた日のわかる証明書・年金手帳・印鑑)
結婚や退職などにより配偶者の扶養となったとき	第3号被保険者の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社をか変わったとき	引き続き第3号被保険者の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者：市役所各庁舎市民課窓口係・社会保険事務所 第3号被保険者：配偶者の勤務先
保険料口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書を提出する	金融機関・社会保険事務所

注1
加入の届出が遅れると...

国保に加入しなければならないのに、届け出が遅れると、保険料(税)をさかのぼって納めることになります。例えば、4月に国保・年金に加入する資格ができたにもかかわらず10月に届け出た場合、4月分までさかのぼって保険料(税)を納めることになります。

注2
脱退の届出が遅れると...

国保の資格がなくなったのに、脱退の届け出が遅れると、ついっかり国保の保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は国保が負担した医療費をあとで返さなければなりません。